

第16回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第16回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年7月18日(金) 午後1時24分～午後2時54分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 (農業委員8名)

1: 池澤 弘子	2: 住本 昌彦
3: 岸本 富生	4: 住本 浩也
5: 稲田 保	6: 山田 英俊
7: 中尾 正美	8: 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9: 大谷 敏行	10: 田中 勝
11: 藤原 三男	12: 井上 勝秀
13: 藤原 一男	14: 井上 秀隆
15: 増田 種正	16: 林 茂雄
17: 大島 育雄	18: 片山 嘉彦
19: 横山 和行	20: 西山 彰彦
21: 中村 富昭	22: 松尾 信行
23: 永井 達郎	

4 欠席委員 (農業委員0名)

(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第90号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第91号 非農地証明願に対する認可について
議案第92号 小野市地域計画(案)に関する意見について
議案第93号 小野市農業委員会選挙事務規程を廃止する規程の制定について

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出に受理
- 報告 3 農地法第 1 8 条第 6 項及び同法施行規則第 6 8 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今年の梅雨入りは 6 月 9 日で行われました。梅雨明けが 6 月 2 7 日、梅雨入りしてから梅雨が明けるまで本当に短い期間で行われました。

梅雨が明けてから、それ以降は雨らしい雨もなく、猛暑が続いております。ところが昨日は、いい雨が降りまして、私どもの町はため池でもって、田んぼの水を入れているんですけども、だいぶ減っております。

日吉町の場合は、ゴルフ場の中にため池が 7 つあります。そのうち 3 つほどのため池が、半分ほど減っております。ちょっと心配をしていたのですが、昨日いい雨が降ってくれてほっとしております。

私は、山田錦を作っているのですが、農協の方から中干をいつ頃しなさいよと、適期旗を立ててくれていました。それを見てみますと、7 月 1 1 日が適期になっておりました。

1 1 日から中干しなさいよと旗を立ててくれていましたが、その日にしようと思ったのですが、今年はひょっとしたら水が足りなくなるのではと思いき、昨日まで中干をしないでいたのですが、昨日雨が降って、今日の朝見て回ったら、どこの田んぼも水いっぱい溜まっております。

これから本格的に中干しようと思うのですが、今年は水のことは心配しないで、最後まで行けそうかと思いきちょっと安心しております。

本日第 1 6 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手を

していただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただ今から第16回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号6番　山田英俊委員、
8番　服部正代委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第87号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　議案書の1ページをお願いします。

議案第87号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、2ページ、3ページの10件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長　議案第87号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 曾根町〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 曾根町〇〇〇〇
〇〇 〇〇、申請地：所在地 曾根町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇
m² 自作地、曾根町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、合計2
筆、合計面積〇〇m²、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇〇〇さんについては、何年も前から農地を全て人をお願い
して、一切農業にはかかわっておられませんでした。今回、農地を処分し
たいということで、できるだけ町内の方をお願いしたいと、全体の半分ほ
どですが今回の案件となります。

譲受人の〇〇〇〇さんについては、5反余りの田を所有されており、4
反は町内外の方に耕作をお願いして水稻をされておられます。残りの1反
ほどは畑として、ご自身で管理されておられます。

年齢も80歳くらいになられておりますので、今後どうされるのですか
とお聞きすると、娘さん夫婦が宝塚市に在住されており、1反余りの畑の
世話などもされておられるそうです。

娘さんとの話の中で、今回購入する2反ほどと、元々所有している4反
の田を合わせた6反ほどなら娘さん夫婦も一緒に耕作するとの話ができ
たそうです。今は宝塚市に住んでおられますが、ゆくゆくは曾根町の実家
に戻って、農業をしていきたいとのことでありました。

以上のことから、売買の話がまとまり今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可するこ
とに決定してご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定
いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせて

ご覧ください。

申請人：譲受人 住吉町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 住吉町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 住吉町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は現在、営農組合が請け合って、ヒノヒカリを耕作しています。

譲渡人の〇〇〇〇さんは1.5ヘクタールほどの田を所有されておられました。5年ほど前から病気をされて、まだ申請は出ていませんが、全ての農地の売り渡しをされる予定です。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇m²の田を所有されており、全て農機具も所有されておられます。年齢はいつていますが、同一敷地内に息子が住まれており、土地を譲り受けても問題はないかと思えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 住吉町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 住吉町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 住吉町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人〇〇〇〇さんは、10年ほど前から高齢のために耕作はほかの方に頼まれています。それで、問題がありまして、参考資料6ページの申請地の上の1719番の土地がありますが、1年に1回は草刈りをされておられますが、放棄地のような状態であります。あと、もう1筆が川沿いに完全に放棄された農地があります。

このような状況で、なぜ土地を購入するのかとお聞きしたら、作ってもらうのは営農組合にお願いするとのこと。どうやら、米が欲しいとのこと。

1719番の農地に関しては、来年は稲を作り、川沿いの農地は原状に戻して果実を植えるとのことを約束しております。

結果的には、耕作放棄地が現状復旧される状況となり、営農組合にお願いして耕作することです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大阪市浪速区○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市垂水区○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 菅田町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、菅田町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○○○㎡、摘要として売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは、申請地の耕作をお願いしておりましたが、小作人から耕作ができないこととなり、本人も耕作することもできないため、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは5番について、次の6番、7番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、5番、6番、7番について説明いたします。

(5番)

議案書の2ページから3ページ、及び参考資料の、11ページから16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　大阪市浪速区○○○○○○○○○○　○○　○○、譲渡人
広渡町○○　○○　○○（持分3分の1）、広渡町○○○　○○　○○
○（持分3分の1）、加古川市加古川町○○○○○　○○　○○○（持分
3分の1）、申請地：所在地　高田町字○○○○　地目田　面積○○○○
㎡　自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○○○さんは○○○○○○を経営されており、数年前から
農地の集約に力を入れておられます。申請地の東側の土地の2筆を○○さ
んが耕作されておられ、無農薬栽培に取り組まれておられます。

(6番)

申請人：譲受人　大阪市浪速区○○○○○○○○○○　○○　○○、譲渡人
広渡町○○　○○　○○、申請地：所在地　広渡町字○○○○○○○　地
目田　面積○○㎡　自作地、摘要として、売買による所有権移転でありま
す。

申請地には、無農薬栽培により、野菜を中心に耕作され、販売をされる
予定です。

(7番)

申請人：譲受人　大阪市浪速区○○○○○○○○○○　○○　○○、譲渡人
広渡町○○　○○　○○、申請地：所在地　広渡町字○○○○○○○　地
目田　面積○○㎡　自作地、摘要として、売買による所有権移転でありま
す。

譲受人の○○○○さんは申請地の東側の三角地をすでに所有されてお
られ、譲渡人の○○○○さんは高齢となり、一時息子さんが耕作されてお
られましたが、息子が耕作できなくなったため、隣接地ということで今回
の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長　5番、6番、7番について、説明は終わりました。5番、6番、7番に
ついてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番、6番、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番、6番、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、8番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、17ページから22ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町○○○ ○○ ○○、譲渡人 万勝寺町○○○ ○○ ○○ (持分3分の2)、加古川市野口町○○○○○○○ ○○ ○○ (持分3分の1)、申請地：所在地 万勝寺町字○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんとで土地の売買の話がまとまり、○○さんの甥となる譲渡人の○○○○さんと一緒に農地を引き取って欲しいとのことで今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、9番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、23ページから24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 万勝寺町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計3筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、5月14日の農地相談において、〇〇委員から説明がありましたが、〇〇〇〇さんの弟がすでに万勝寺町で5反の田んぼを借りて、アスパラとオリーブを栽培されております。

そのため、申請地には水稻ではなく、果樹のオリーブ、栗、梅、柿などを栽培される予定です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、10番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、25ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 久保木町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 久保木町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

参考資料の申請地をご覧ください。申請地東側の600㎡の土地につきましては、2年前に既に売却をされておられます。現地を確認いたしますと、農作業場が建築されています。残りの土地について、売買の話がまともになり今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第87号 農地法第3条関係では、申請件数10件、うち許可件数10件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第88号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第88号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第88号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番について説明いたします。

参考資料の、27ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人： 来住町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 来住町字〇〇
〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、進入路(65㎡)、第2種農地となります。

参考資料の申請地をご覧ください。〇〇番〇〇に〇〇さんの家があり、進入路として以前から使用していたが、今回申請地西側に太陽光発電設備の設置を行うにあわせて進入路の現況と用途を同じくするため、今回の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が本人の畑、南側が宅地、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

〇事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、始末書及び現況写真は提出されております。

〇議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

〇議長 以上、議案第88号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第89号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の7ページをお願いします。

議案第89号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第89号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、29ページから30ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 加古川市尾上町○○○○ ○○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○、○○ ○、譲渡人（貸人） 三和町○○ ○○
○○、申請地：所在地 三和町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡
自作地、摘要として、所有権移転、農家用住宅1棟 木造平屋建て1
階 第1種農地となります。

譲渡人の○○○○さんは、5町3反ほど耕作されておられまして、譲受
人の○○○○さんは長男で、今回結婚をされてこちらに帰ってきて、ゆく
ゆくは農業を引き継ぐことで農家用住宅の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が渡人の田、西側が水路、南側が渡人の田、
北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出
されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員
摘要欄の「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」とは、
どのような施設ですか。

○事務局 第1種農地で10ヘクタール以上の集団性の田の広がりがある場合、例
外として、日常生活上等必要な施設として、主には家か倉庫です。

〇〇〇番 親の土地の隣に家を建てるのですか。

○事務局 はい、そうです。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定
いたします。

○議長 以上、議案第89号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達
件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に、議案第90号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第90号

転用制限外農地の届出に対する受理について
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。
令和7年7月18日提出
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第90号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。
参考資料の、31ページから32ページをあわせてご覧ください。
届出人：葉多町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 片山町字○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和61年頃に、参考資料の32ページの○○○○番が自己所有の田であり、自己の田への進入路を作るために、○○○○番○○の北側の一部を購入し進入路を設置するものがあります。第1種農地であります。
設置当時に、登記の手続きをしていると思っていたが、できていなかったため今回の申請となりました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が水路、西側が道路、南側が田、北側が田となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第90号 転用制限外農地の届出に対する受理について、申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第91号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

議案第91号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、12ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第91号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、33ページから34ページをあわせてご覧ください。

申請人：芦屋市打出町○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 粟生町

字〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、平成16年頃に雑種地になってしまったようです。

今回の申請地は、申請人の〇〇さんが1年ほど前に親から相続された土地です。不動産屋さんへ処分をお願いしたところ、近くのお寺に寄付することとなりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、35ページから36ページをあわせてご覧ください。

申請人：明石市和坂〇〇〇〇 〇〇 〇〇 申請地：所在地 住永町字
〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、平成16年頃に雑種地になってしまったようです。現在は、近くの方に駐車場として貸しているとのこと。今回地目変更をされます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提
出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可するこ
とに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料の、37ページから38ページをあわせてご覧ください。
申請人：浄谷町○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 浄谷町字○○
○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、浄谷町字○○○○○○○○○○ 地
目田 面積○○㎡ 自作地、浄谷町字○○○○○○○○○○ 地目田 面積○
○㎡ 自作地、合計3筆、合計面積○○㎡、摘要として、平成17年頃に
山林化になってしまったようです。今回地目変更をされます。
今回の申請地は、親が水稻をしていたが、平成8年に親が亡くなり、相
続をされておられます。申請人の○○さんは仕事をしながら、農地の管理
をしておられましたが、採れ高も悪いということで、山林化してしまっ
ています。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提

出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第91号 非農地証明願に対する認可について、申請件数3件、うち認可件数3件により審議は終了しました。

○議長 ここで、午後2時35分まで休憩といたします。

(小野市地域計画(案)に関する意見について)

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。
議案第92号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。
(産業創造課あいさつ)

○議長 次に、議案第92号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の13ページをお願いします。

議案第92号

小野市地域計画(案)に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画(案)について意見を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

14ページをお願いします。

市長部局より、令和7年7月7日付けで、意見を求められています。

意見聴取を求められる地域計画（案）は、2件となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第92号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 それでは、議案第92号の提案につきまして、説明させていただきます。今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」の案に対し、貴農業委員会様の意見を求めるものであります。

本市では、現在、市内68の農業集落において、順次、同計画を策定しており、うち52集落で完成し、残り未策定16集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

そこで、今回、新たに完成した2つの地域計画案について、皆様からのご意見を踏まえ、市の計画として決定したいと考えております。

地域計画案の説明資料としましては、すでにお手元にあります、「小野市地域計画案の概要説明書 令和7年7月意見聴取分」、そして、本日配布しております「地域計画（案）計画本文」と、10年後の農地利用プランを図示した「目標地図」の、以上2点となります。

なお、本計画の対象農地は、農振農用地を対象に作成をしております。

それでは、今回審議いただく2つの計画案について、1つずつ説明をさせていただきます。

まずは1つ目、大部地区、敷地町の地域計画案であります。

対象農地は59.5ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針としまして、営農組織へ集積を進めようとするものであります。その担い手への農地集約の面積は7.4ヘクタールとしております。

10年後の利用集積率は、96パーセントを目指すこととしております。

主な営農の担い手としては、認定農業者であります〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇会社、〇〇〇〇〇〇氏、その他には、〇〇町営農組合ほかとなります。

次に2つ目、下東条地区、万勝寺町谷の地域計画案であります。

対象農地は18.5ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針としまして、営農組織へ一部集積を進めようとするものであります。その担い手への農地集約の面積は1.5ヘクタールとしております。

10年後の利用集積率は、50パーセントを目指すこととしております。
主な営農の担い手としては、認定農業者であります農事組合法人〇〇〇〇、その他には、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏ほかとなります。

なお、地域計画の未策定の14集落については、現在作成中ではありますが、来月以降の農業委員会にて、意見聴取を行う予定となっております。
以上で、議案第92号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案第92号 「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。
（産業創造課職員退席）

（小野市農業委員会選挙事務規程を廃止する規程の制定について）

○議長 次に、議案第93号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の15ページをお願いします。

議案第93号

小野市農業委員会選挙事務規程を廃止する規程の制定について

平成27年の農業協同組合等の一部を改正する等の法律の公布により、農業委員会法の改正があり、農業委員の選出方法が選挙から市長による任命制に変更されたため、関連する小野市農業委員会選挙事務規程を廃止するにあたって必要な事項について農業委員会の決定を求める。

令和7年7月18日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

16ページ、17ページをお願いします。

今回の提案の内容は、小野市農業委員会において定められた規定の廃止、及び規程の一部を改正するにあたり、農業委員会の決定を求めるものであります。

本日お手元にお配りしております、「小野市農業委員会選挙事務規程」をご覧ください。

この規程は、小野市農業委員会の選挙事務に関することを定めたものですが、平成27年の法改正により、農業委員の選出方法が選挙から市長による任命制に変更されたため、この選挙事務規程を廃止します。

続いて、「小野市農業委員会規程」をご覧ください。

この「小野市農業委員会規程」において、選挙に関する記述があるため、選挙に関する記述のある「第3条」を削除します。「第3条」の削除により、「第3条」以降の条番号は繰り上がります。

本来、法改正時に、「小野市農業委員会選挙事務規程」の廃止、「小野市農業委員会規程」の一部改正事務処理を行わなければならなかったのですが、事務処理ができていなかったということで、今回の規定の廃止、及び一部改正を行うものであります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第93号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「小野市農業委員会選挙事務規程を廃止する規程の制定について」でございます。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声あり」)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第93号「小野市農業委員会選挙事務規程を廃止する規程の制定について」に関する審議は終了しました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項1から4を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 19ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年6月1日～令和7年6月30日)

令和7年7月18日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 加古川市尾上町○○○○○○

氏名 ○○ ○○

使用目的 農業用住宅

農家証明につきましては合計1件、使用目的は、農業者用住宅の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 小田町○○○○

氏名 ○○ ○○

使用目的 軽油免税の申請

耕作証明につきましては合計3件、使用目的は、全てが軽油免税の申請です。

引き続きまして、20ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年6月1日～令和7年6月30日)

令和7年7月18日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(借人) 神戸市西区大塚台○○○○ ○○
○○、譲渡人(貸人) 神明町○○○○ ○○ ○○、物件の表示 所在地 神明町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡、摘要といたしまして、令和7年6月10日受理、駐車場用地、資材置場、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、2件で、2筆、面積は478㎡です。

引き続きまして、21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年6月1日～令和7年6月30日)

令和7年7月18日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 神戸市長田区若松町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 栗生町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 栗生町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年6月2日受理、小作権賃貸借の合意解約に係る届出で、合計4件で7筆、合計面積は12,416㎡です。

引き続きまして、22ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年6月1日～令和7年6月30日)

令和7年7月18日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 加東市木梨〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人(被相続人) 中番町〇〇〇 〇〇 〇〇、
物件の表示 所在地 中番町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田、面積
〇〇㎡、中番町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、中番町
字〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、中番町字〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田、
面積〇〇㎡、中番町字〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田、面積〇〇〇〇㎡、合計5
筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしましては相続による所有権取得、令和7年6月4日受理、農地法第3条の3第1項の規定による
届出は、合計6件、27筆、27,931㎡でした。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これをもって、第16回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年7月25日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員8番